山陽小野田市電子入札実施要領

令和7年1月1日制定 令和7年10月1日改正

(趣旨)

- 第1条 この要領は、市が電子入札システムにより行う入札手続について、法 令及び他の要綱、要領等に定めるもののほか、必要な事務手続を定める。 (定義)
- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 電子入札システム 市が行う調達案件の登録から落札者決定までの入札 手続を電子情報によって処理する情報処理システムをいう。
 - (2) 電子入札 電子入札システムにより行う入札手続をいう。
 - (3) 紙入札 紙媒体により行う入札手続をいう。
 - (4) 電子くじ 落札者を決定するため、電子入札システムにより行うくじ引きをいう。
 - (5) I Cカード 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第 102号)の規定に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行した電子的な証明書を格納したカードで、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応しているものをいう。
 - (6) 電子ファイル 電子入札等において提出書類として扱う電磁的記録をいう。
 - (7) 閉庁日 山陽小野田市の休日を定める条例(平成17年山陽小野田市条 例第2号)第1条第1項に規定する市の休日をいう。

(対象案件)

第3条 電子入札の対象となる案件は、建設業法(昭和24年法律第100号) 第2条第1項に規定する建設工事、測量業務、建築関係建設コンサルタント 業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサ ルタント業務のうち、市長が電子入札で行う旨を指定した案件(以下「対象 案件」という。)とする。 (利用者登録)

- 第4条 電子入札システムを利用して入札に参加しようする者(以下「入札参加者」という。)は、取得したICカードを使用して、あらかじめ電子入札システムにおいて利用者登録を行わなければならない。
- 2 前項の規定により登録した利用者情報に変更が生じた場合は、直ちに利用 者情報の変更を行わなければならない。

(ICカードの名義)

- 第5条 電子入札システムを利用することができるICカードは、山陽小野田市建設工事等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱(平成17年3月22日制定)第8条に規定する有資格者名簿に登録された個人又は法人の代表者(受任者が権限を委任されている場合には、当該受任者)(以下「代表者等」という。)名義のICカードに限る。
- 2 特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)が電子入札システムを利用する場合は、共同企業体の代表構成員が電子入札システムに利用登録しているICカードを使用するものとする。
- 3 代表者等に変更が生じた場合は、直ちに書面により届け出るとともに、当該変更の内容を反映した I Cカードを取得し、前条第1項の手続を行わなければならない。

(ICカードの不正使用)

- 第6条 入札参加者が I Cカードを不正に使用したことが判明した場合は、当該入札参加者は、当該入札に参加する資格を失う。
- 2 市長は、ICカードを不正に使用した者については、不正又は不誠実な行 為として指名停止等の措置の対象とすることができる。

(案件登録)

第7条 市長は、電子入札システムに、対象案件に関する事項を登録するもの とする。

(公募型指名競争入札等の参加申請等)

第8条 公募型指名競争入札又は簡易公募型指名競争入札(以下、「公募型指名競争入札等」という。)である対象案件に参加しようとする者は、電子入札システムにより技術資料を提出しなければならない。

- 2 資料として添付する電子ファイルの容量が添付可能な容量(おおむね3メガバイト)を超える場合には、資料に代えて技術資料等紙提出届(様式第1号)を添付して送信した後、技術資料受信確認通知及び必要な資料を持参により提出するものとする。
- 3 共同企業体が対象案件に参加するときは、技術資料画面で共同企業体の名 称等の必要な事項を入力するものとする。
- 4 市長は、第1項の指名競争入札参加申請書を受け付けたときは、必要な資料の添付を確認した後、電子入札システムにより技術資料受付票を発行するものとする。
- 5 市長は、必要な資格の適否を確認後、電子入札システムにより、公募型指 名競争入札等に参加しようとする者に対し指名通知書又は非指名通知書を発 行するものとする。

(指名競争入札参加者への通知等)

- 第9条 市長は、指名競争入札である対象案件の場合は、電子入札システムにより指名通知書を発行するものとする。
- 2 指名通知を受けた者は、電子入札システムにより受領確認書を提出するものとする。
- 3 市長は、受領確認ができない者には、必要に応じて、書面による通知書を 発行するものとする。

(建設工事特別簡易型総合評価競争入札方式の技術資料の提出)

- 第10条 対象案件が建設工事特別簡易型総合評価競争入札方式であるときは、 入札参加者は、指名通知書を受信後、指定された日までに電子入札システム により技術資料を提出しなければならない。
- 2 資料として添付する電子ファイルの容量が添付可能な容量(おおむね3メガバイト)を超える場合には、技術資料に代えて技術資料等紙提出届を添付して送信した後、技術資料受信確認通知及び技術資料を持参により提出するものとする。

(入札書の提出)

第11条 入札参加者は、電子入札システムにより入札書を提出しなければならない(第15条の規定により紙入札での入札参加を認められた者を除

< ,) ,

2 電子入札システムによる入札書の提出期間は、原則として連続する2日以上とする(閉庁日を除く。)。

(入札の辞退)

- 第12条 入札参加者が入札を辞退する場合には、入札書提出締切日時前において、電子入札システム又は書面により辞退届を提出するものとする。ただし、入札書提出締切日時において、入札書又は辞退届の提出がない場合は、当該入札を失格したものとして取り扱う。
- 2 入札書提出後は、辞退届の提出は受け付けない。ただし、他の調達案件を 落札したことにより、技術者を配置できない等の特別な事情がある場合は、 開札前に書面により辞退届を提出することができる。

(工事費内訳書の提出)

- 第13条 入札時に工事費内訳書の提出が必要な場合は、電子入札システムにより工事費内訳書を提出しなければならない。
- 2 工事費内訳書として添付する電子ファイルの容量が添付可能な容量(おおむね3メガバイト)を超える場合には、工事費内訳書に代えて工事費内訳書 紙提出届(様式第2号)を添付して送信した後、入札書受信確認通知及び工 事費内訳書を持参により提出するものとする。

(添付資料の取扱い)

- 第14条 電子入札システムにより添付資料を提出する場合は、原則PDFファイルとし、複数の電子ファイルを圧縮して提出する場合は、ZIP形式によるものとする。
- 2 添付資料を持参する場合の提出期間は、電子入札における提出期間と同一 とする。

(紙入札)

- 第15条 紙入札での入札参加を希望する者は、紙入札参加承認願(様式第3号)を市長に提出し、原則として次の各号の期限までに承認を得るものとする。なお、紙入札については、入札書(様式第4号)を提出するものとする。
 - (1) 公募型指名競争入札等による対象案件において、第8条第1項に規定する電子入札システムによる指名競争入札参加申請書の提出ができない場合

は、申請書等の提出期限まで(閉庁日を除く。)

- (2) 公募型指名競争入札等による対象案件において、第8条第5項に規定する指名通知書を受理後、電子入札システムによる入札が行えなくなった場合は、入札書提出期限まで(閉庁日を除く。)
- (3) 指名競争入札による対象案件において、第9条第1項に規定する指名通知書を受理後、電子入札システムによる入札が行えなくなった場合は、入札書提出期限まで(閉庁日を除く。)
- 2 市長は、紙入札参加承認願が提出されたときは、ICカードの名義人変更時、システム障害等その他やむを得ない理由がある場合に限り、紙入札での入札参加を認めることができるものとする。
- 3 紙入札による手順は、別に定めることとする。(入札の無効)
- 第16条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札を無効とする。
 - (1) ICカードの不正使用等をした者が行った入札
 - (2) 代表者等が変更になっているにもかかわらず、変更前の代表者等の I C カードを使用した入札
 - (3) その他不正の目的をもってICカードを使用した入札
 - (4) 紙入札参加承認を得ていない者が行った紙入札
 - (5) 電子入札における紙入札の手順に違反した入札
 - (6) 工事の入札時に工事費内訳書の提出がされていない入札
 - (7) 工事の入札時に提出された工事費内訳書に不備のある入札
 - (8) その他入札に関する条件に違反した入札 (開札)
- 第17条 市長は、事前に設定した開札日時に、電子入札システムにより開札 するものとする。
- 2 市長は、紙入札による参加者がある場合は、2名以上の職員を立ち会わせて、開札処理の開始前に、提出された入札書の入った封筒を開封し、入札金額及びくじ番号等を電子入札システムに登録するものとする。
- 3 前項に定める場合を除き、開札時の監理室職員以外の者の立会いは、原則 として認めないものとする。ただし、監理室長が立会いを認めた者について

は、この限りでない。

(電子くじ)

- 第18条 落札者となるべき同額の入札をした者又は総合評価競争入札におい て落札者となるべき最も高い評価値を得て入札した者が2者以上いる場合は、 電子くじにより落札者を決定するものとする。
- 2 紙入札による参加者が、くじ入力番号を記入しなかった場合、若しくはく じ入力番号が判明できない場合は、「000(ゼロゼロゼロ)」のくじ入力 番号を選択したものとみなす。

(再度入札)

- 第19条 落札者となるべき者がいないため、再度の電子入札に付する場合は、 再度の入札書の提出締切日時を指定し、入札参加者に通知しなければならな い。ただし、再度の電子入札に参加できない者を除くものとする。
- 2 再度入札の入札書の提出締切日時及び開札日時は、原則として前回の入札 の開札日の翌日(閉庁日を除く。)以降の市長が定める時刻とする。
- 3 再度の入札においても落札者となるべき者がいないため再々度の電子入札 に付する場合においては、前2項の規定を準用する。

(落札決定の保留)

第20条 市長は、落札決定を保留する必要がある場合は、落札決定を保留し、 入札参加者へ通知するものとする。

(システム障害等)

- 第21条 市長は、電子入札システムの障害等により電子入札ができない場合は、入札の延期又は入札方法を紙入札に変更すること等の適切な処置をとる ものとする。
- 2 電子入札システムを利用する者は、コンピュータウイルスに感染しないようにウイルス対策用のアプリケーションソフトを導入する等の必要な対策を 講じるものとする。

(その他)

第22条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年1月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 令和7年9月30日までに開札をする入札については、第15条第2項の 規定にかかわらず全ての紙入札での入札参加を認めるものとする。ただし、 同条第1項に定める承認を得なければならない。

附則

(施行期日)

この要領は、令和7年10月1日から施行する。

技術資料等紙提出届

会社名

下記の資料については、持参により提出します。

記

【入札参加日	申請資料】
	技術資料受信確認通知
	指名競争入札参加申請書
	同種・同規模工事の施工実績調書※
	配置予定技術者調書※
	建設工事施工実績証明書※
	共同企業体協定書、委任状、使用印鑑届※
	その他必要とする書類
・共同	司企業体を結成した場合は、※印の資料も提出すること。
【総合評価第	競争入札に係る技術資料】
	技術資料受信確認通知
	技術資料の提出について (第1号様式)
	技術資料提出一覧表 (第2号様式)
	同種工事の施工実績(第3号様式)

注1 本様式は、添付する電子ファイルのデータ容量が添付可能な範囲(おおむね3メガバイト)を超える場合又は入札公告等により上記資料を持参又は郵送することとされている場合に提出すること。

□ 主任技術者、監理技術者の資格・工事経験(第4号様式)

□ その他必要とする書類

2 提出する書類のチェック欄の□を■のように黒く塗りつぶすこと。

工事費内訳書紙提出届

会社名

添付ファイルの容量が添付可能な範囲(おおむね3MB)を超えたため、山陽小野田市電子入札実施要領第13条の規定により、工事費内訳書を持参により提出します。

紙入札参加承認願 兼 承認 (不承認)書

1	案	件名																	
2		三子入札 (該当す																	
		I C カ システ その他	- 4	章害	等			具体	な的に	記入	、し、	てく	ださ	۷١°)				
札	シス	Lの案件 テムて きます	*参	加す	るこ	とか	でで	きな											
	(宛	送先) 山	」陽/	小野	田市	ī長				可	ŕ	在	圳	ı	白	F	月		日
										· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	号表 (担電	又は 番当番	名氏者号番)
	3	理由は これに応 提出力	ぶじる	うこと	0										を求め	らお	した場		は
_						以下の	欄に	こは、	記入	しない	ヽでく	ださ	٧٠ _°						
-	上記	につい	って			(認し 、札書			Ţ		承	認し	ませ	ん。					
-	不承	:認の場	 合(の理	由														
			4	丰	月		日												
ŀ	申請	者						桪	É										
Г													山陽	i小里	予田市	卢長			
	*	受信確 アック 号	–								•				確認	欄			

※電子メールで通知した場合は、ファックスの代わりに受信確認の返信メールを送信してください。

入 札 書

年 月 日

(宛先) 山陽小野田市長

住 所商号又は名称代 表 者 印

下記については、山陽小野田市競争契約入札心得及び仕様書等を 承諾の上、入札します。

記

- 1 件 名 _____
- 2 金額

	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
一金										

くカロカロ		
番号		

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 - 2 金額はアラビア数字で記入し、頭部に「¥」を付記すること。
 - 3 1件ごとに作成し、文字を消したときは、その部分に印を押すこと。
 - 4 「2 金額」及び「3 くじ入力番号」については、訂正を認めない。